

第3部 プランの内容

- 1 プランの体系
- 2 プランの目標
- 3 プランにおける取組
- 4 プランの推進体制の整備



第3部 プランの内容

1. プランの体系



【課題】**【施策】**

1. 男女平等の意識づくり	(1)あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた市民への広報・啓発の推進 (2)性別にとらわれない役割分担意識づくり
2. 生涯にわたる平等教育の推進	(1)学校教育等における男女平等教育の推進 (2)家庭・地域における男女平等教育の推進
3. 人権の尊重と侵害の解消	(1)ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備 (2)児童虐待を許さない意識づくり、環境づくり (3)セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり
4. 国際社会への理解	(1)国際理解、国際交流の推進
1. 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)男女共同参画による市政の運営 (2)地域・企業などにおける方針決定過程への女性参画の促進
2. 労働の場における男女平等の促進	(1)職場における男女平等の意識啓発、環境づくり (2)農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進 (3)再就職希望者に対する支援
3. 地域活動・防災における男女共同参画の推進	(1)家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進 (2)防災分野における女性参画の促進
1. ライフステージに応じた仕事と生活の調和	(1)ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及の促進 (2)子育てに関する情報提供と相談体制の充実 (3)多様なニーズに対応した保育事業の充実 (4)社会全体での介護支援の充実
2. 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1)高齢者・障害者の自立支援、社会参加の促進 (2)ひとり親家庭への支援 (3)外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進
3. 心とからだの健康づくりの支援	(1)生涯にわたる健康づくりの支援 (2)性と生殖に関する健康と権利への理解の推進

2. プランの目標

第3期館山市男女共同参画推進プランでは、先に示した基本理念と将来像を実現するために、次の3つの目標を掲げ、男女共同参画社会づくりに向けた施策を総合的に推進します。

I 人権の尊重と男女平等の意識づくり

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を形成するための基本的要件です。あらゆる分野において、人権尊重に基づく男女平等の意識づくりを進めます。

地域・家庭における男女平等に関する学習機会の提供、学校教育の場では性別にとらわれない、個を尊重する教育の推進を図り、様々な年代に応じた、男女平等意識の啓発を図ります。

また、深刻な人権侵害である、男女間や子どもに対する暴力の排除に向けた取り組みを行うとともに、国際社会の動向を踏まえた男女共同参画施策の推進、国際社会への理解を深めるため、国際交流活動を推進します。

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、社会の構成員の半分を占める女性が、政策・方針決定過程へ参画することが必要とされます。

審議会等への女性委員の登用や雇用・就労の場における男女平等、家庭・地域活動への男性の参画、防災分野における女性の参画を推進します。



Ⅲ 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進

少子・高齢化が進み、雇用形態が著しく変化する中、誰もが自立し、安心して生活できることが大切です。そのためにも仕事と生活の調和を図っていくことが求められており、子育てや介護を女性だけが担うのではなく、社会全体で支える体制づくりが必要です。子育てに関する情報提供や相談体制の充実、多様なニーズに対応した保育の充実、社会全体での介護支援の充実を図ります。

また、誰もが安心して暮らせるように、高齢者や障害者、ひとり親家庭の人、外国人が自立し、安心して社会参画・生活ができるように、社会全体で支援していくことが望まれます。

さらに、男性も女性も健康で生き生きと活動できるよう、心とからだの健康づくりの支援も進めます。



3. プランにおける取組

第1章 人権の尊重と男女平等の意識づくり (目標I)

第1節 男女平等の意識づくり (課題1)

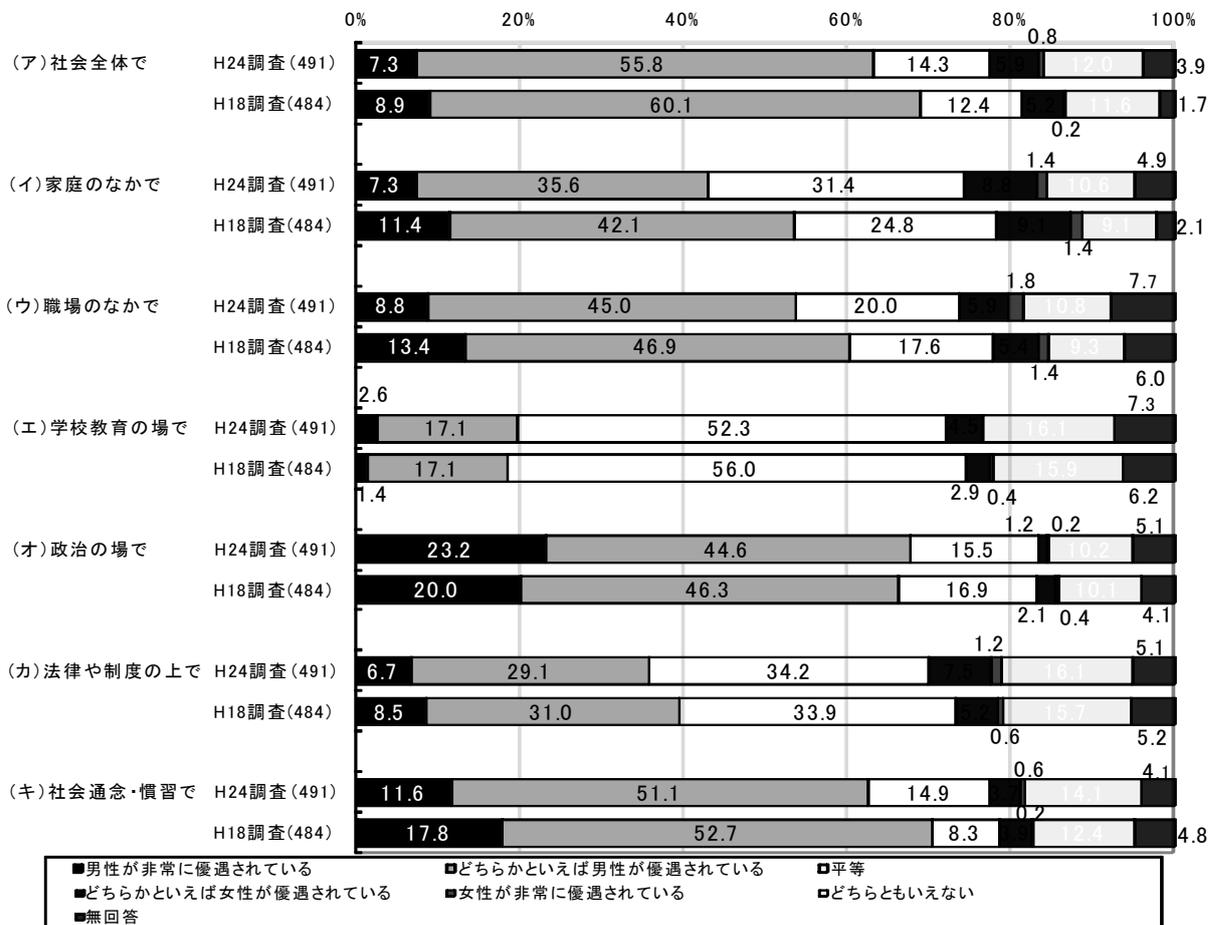
課題

平成15年に館山市男女共同参画プランを策定してから、10年が経過しましたが、平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査においては、社会全体での男女の平等意識に関する質問に対し「男性優遇」と感じる人の割合が、平成18年度調査に比較し減少しているものの、未だ60%を超えるという現状になっています。

様々な分野で女性が活躍しているにもかかわらず、未だに女性は責任のある立場につけない、あるいは女性自身が消極的になる場面が見受けられますが、そこには個人の考え方や能力ではなく、社会通念上の性別役割分担意識*があると考えられます。

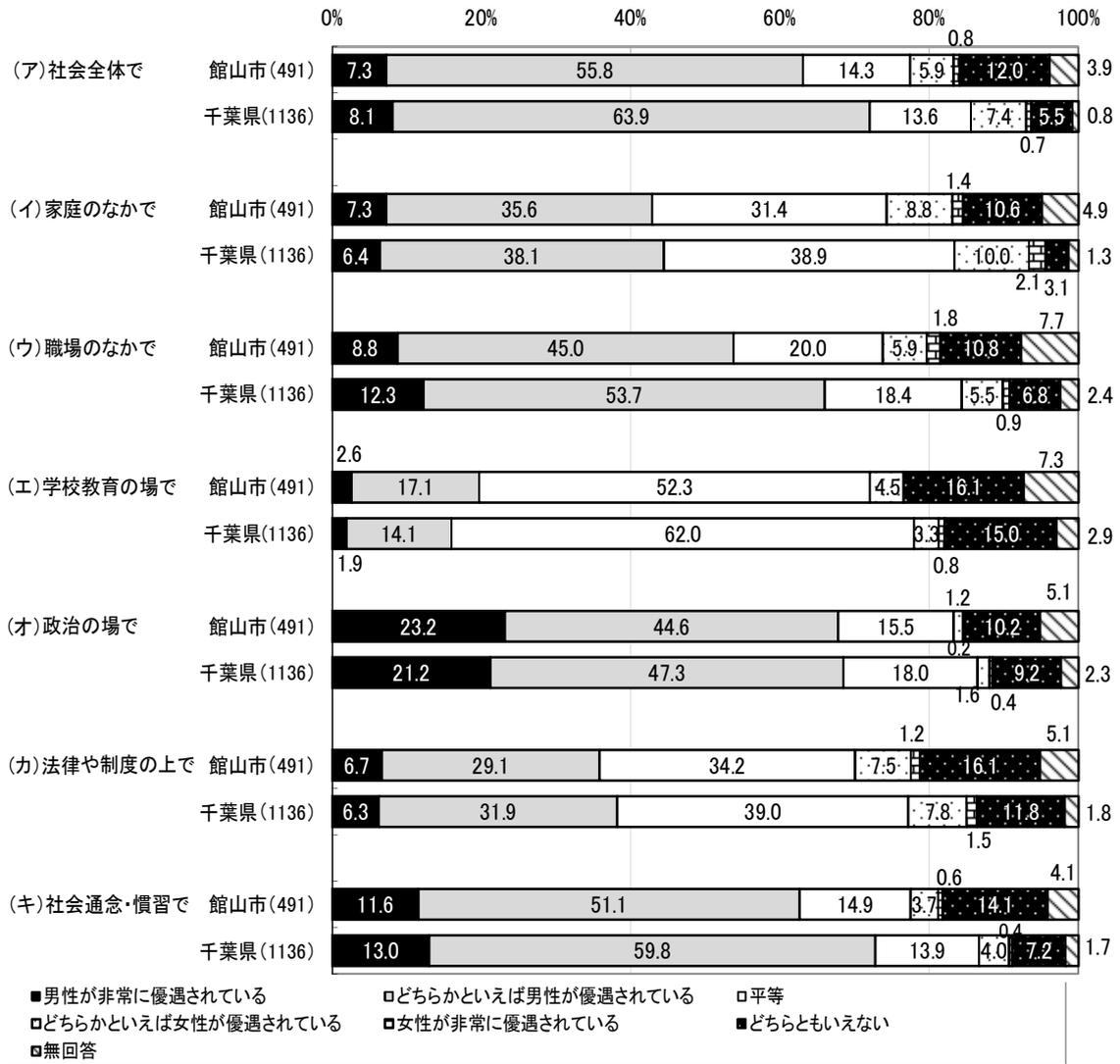
男女共同参画社会*の形成にあたっては、性別とらわれずに役割分担できるように啓発していく必要がありますが、それは、女性に対してだけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対して男女共同参画への意識づくりを行っていくことが必要とされます。

図表 I-1-1 (1) 館山市の男女平等意識 (平成24年度と平成18年度の比較)



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」 (平成24年4月、平成18年9月)

図表 I-1-(2) 男女の平等意識



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」（平成24年4月）



行政の取組

男女平等の意識づくりのために、あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた市民への広報・啓発を推進し、性別にとらわれない役割分担意識をつくれるよう取り組みます。

施策(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画に向けた市民への広報・啓発の推進

事業	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	収集した情報を、市ホームページ等を活用して提供することにより、男女共同参画が、女性・男性・子ども等あらゆる人々にとって必要であることへの理解促進に努めます。	企画課
講演会等の開催	県と協力し、講演会等を開催します。	企画課
市広報紙の活用	市広報紙を活用し、男女共同参画関連記事を掲載します。	企画課
県男女共同参画地域推進員との連携	県男女共同参画地域推進員の活動を支援し、また、その会議の運営に協力することで、県や近隣市との連携強化を図り、啓発活動を推進します。	企画課



施策(2) 性別にとらわれない役割分担意識づくり

事業	事業の内容	担当課
家庭における男女共同参画の推進	家事、育児、介護において性別にとらわれずに役割分担できるように、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
地域活動における男女共同参画の推進	地域における性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
職場における男女共同参画の推進	職場における性別による固定的な役割分担意識をなくすよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
性にとらわれない表現の推進	市刊行物等が、性別に基づく固定観念にとらわれたものにならないよう取り組みます。	秘書広報課 企画課
市民意識調査の実施	市民の男女共同参画の意識、実態について把握するため、次期プラン策定にあたり実施します。	企画課

家庭・地域・職場での取組

- ・市広報紙や市ホームページにより、市からのお知らせを読みましょう。
- ・身近なメディア（テレビ・インターネット・雑誌・新聞等）を、人権・男女平等の視点でチェックし、家族で話し合しましょう。
- ・社会全体で、女性の自立について考えましょう。
- ・家事・育児・介護の分担を家族みんなで話し合しましょう。
- ・地域や職場等、あらゆる機会に、性別による偏見がないか振り返りましょう。



※ 性別役割分担意識

社会的、文化的に形成された行動様式や態度に基づく「男は外で働き、女は家事と子育て」という固定化された分担。

※ 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

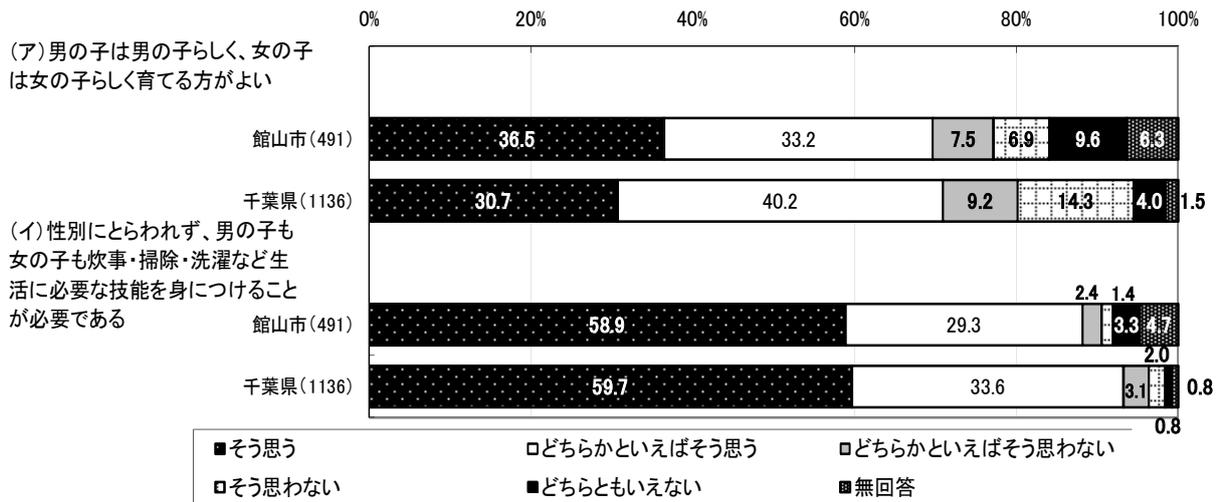
第2節 生涯にわたる平等教育の推進 (課題2)

課題

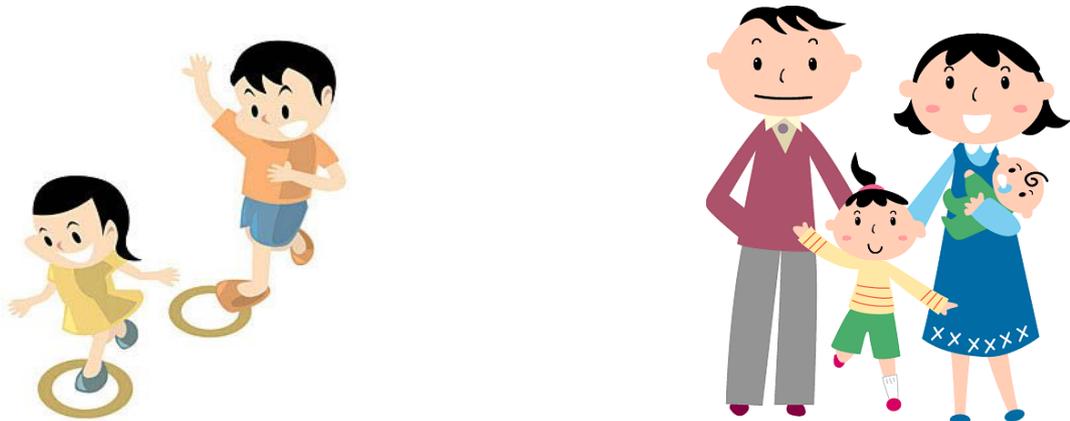
平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査においては、性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技能を身につけることが必要と思うと答えた人の割合が90%に迫っており、「男だから、女だから」で考え方や生き方を決めるのではなく、「自分らしく」という意識で多様な生き方が選択できるよう、生涯にわたる男女平等教育の推進が求められています。

教育の場では、性別にとらわれず個を尊重し、心身ともに健全な人間育成を目指した指導が求められ、そのためには、教職員が無意識に子供たちを性別により差別することのないことが大切です。また、家庭や地域においても、男女が共にその適性、個性、能力が尊重され、性別にとらわれない意識を育てることが必要とされます。

図表 I-2- (1) 子どもの教育における男女平等の意識



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成24年4月)



行政の取組

生涯にわたる平等教育の推進のために、学校教育や家庭・地域等における男女平等教育を推進します。

施策(1) 学校教育等における男女平等教育の推進

事業	事業の内容	担当課
カリキュラム、資料等の見直し	男女平等の視点に立ち、カリキュラム、資料等を常に見直し、個を尊重し、身心共に健全な人間育成に努めます。	学校教育課
教育関係者の研修の充実	教職員の言葉や態度は、子ども達の意識形成や行動に大きな影響を与えます。そこで、男女平等の意識を形成する視点から、教職員等の各種研修を充実します。	学校教育課
P T A、保護者への理解の推進	各学校の実態に応じ、ミニ集会、授業参観、P T A懇談会、学校便り等を通し、男女平等を含めた人権教育に努めます。	学校教育課
保育園、こども園、幼稚園における男女混合名簿 [*] の推進	子ども達を男女の区別なく保育するために、引き続き男女混合名簿を使用します。	こども課 学校教育課
多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教室・学習の充実	小学生や中学生に対し、実際に職場で働く機会を設ける等して、理想的な職業観、勤労観を身に付け、将来、女性・男性に関わらず、自己の個性に合った進路を選択できる力を育みます。	学校教育課

施策(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

事業	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集と提供(再掲)	収集した情報を、市ホームページ等を活用して提供することにより、男女共同参画が、女性・男性・子ども等あらゆる人々にとって必要であることの理解促進に努めます。	企画課
講演会等の開催(再掲)	県と協力し、講演会等を開催します。	企画課 中央公民館

家庭・地域・職場での取組

- ・講演会や研修会等に積極的に参加し、学習しましょう。
- ・「男らしさ」「女らしさ」の良さは生かしつつ、「自分らしく」という意識を大事にしましょう。
- ・男女の特性を理解し、お互いを尊重する精神や態度を育成しましょう。
- ・子育てや教育に、男性も参加しましょう。

^{*} 男女混合名簿

50音順、生年月日順等、男女の別なく作られた名簿。男子のあとに女子が並べられた従来の男女別名簿は、「男子優先、女は男の後」という意識を植え付けていた。安房地区では、男女平等教育のきっかけとして、平成14年4月から全小中学校で男女混合名簿の使用が始まった。

第3節 人権の尊重と侵害の解消 (課題3)

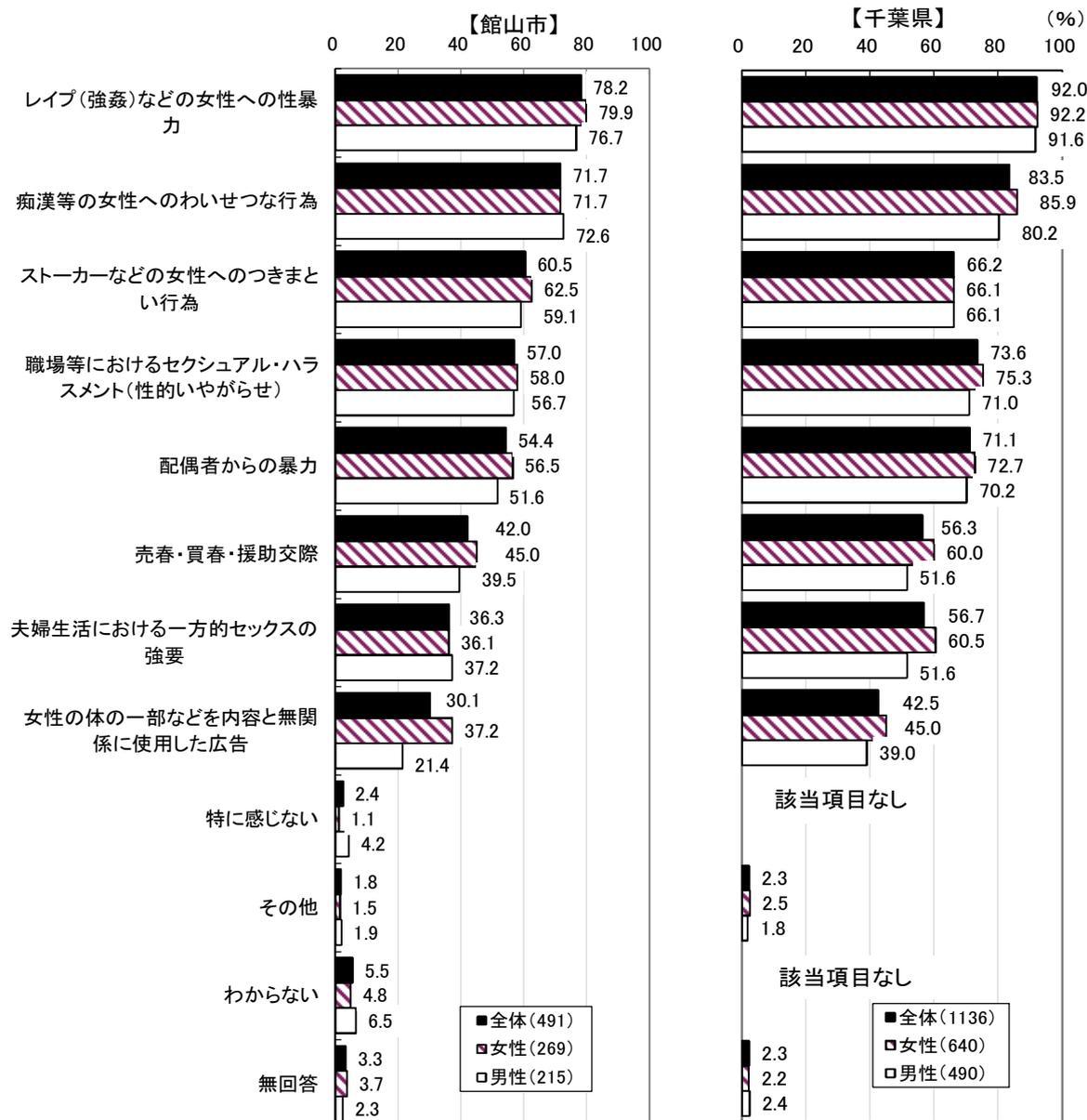
課題

ドメスティック・バイオレンス*は、これまで家庭内、夫婦間の問題として長い間放置されてきました。被害者の多くは女性で、その背景には性差別に基づく、社会的・構造的な問題もあります。そして、暴力が子どもにまで及ぶことや、被害者が児童虐待*の加害者となることもあります。また、ドメスティック・バイオレンスを子どもに目撃させることも児童虐待となります。

配偶者からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを、女性の人権が侵害されていると感じる人は、平成 24 年度館山市男女共同参画市民意識調査では 50%を超え、千葉県の調査では 70%を超えるという結果が出ています。

暴力やセクシュアル・ハラスメント*は人権の侵害であるため、予防と根絶のための意識啓発や、相談体制の整備等の取組が必要とされます。

図表 I - 3 - (1) 女性の人権が侵害されていると感じること



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成 24 年 4 月)

行政の取組

人権の尊重と侵害の解消のために、ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくりに努めるとともに、相談体制の整備に取り組みます。

施策(1) ドメスティック・バイオレンスを許さない意識づくり、相談体制の整備

事業	事業の内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する情報収集と提供	ドメスティック・バイオレンスに関する情報を収集し、各種相談業務に活用、及び市ホームページやポスター・チラシ等を積極的に活用して情報を提供します。	社会福祉課 こども課
市民への相談窓口の周知	市広報紙や市ホームページ、パンフレットやDV相談カードの配布により、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口を周知します。	市民課 社会福祉課 こども課
各関係機関とのネットワークづくり	関係機関との連携を強化し、ドメスティック・バイオレンスの未然防止、早期発見、被害者支援の体制を整備します。	社会福祉課 こども課

施策(2) 児童虐待を許さない意識づくり、環境づくり

事業	事業の内容	担当課
保健師による相談体制等の充実	健診や家庭訪問の際、保健師が児童虐待の要因となる子育てに係る不安や知識に関する相談や講座を開催します。	健康課
保健推進員、民生児童委員等との連携	随時、関係者等とのケース検討会を実施することで、迅速に判断、処理します。	こども課
	地域の身近な相談役である保健推進員との連携により、児童虐待に関する情報を収集し早期発見・早期対応に努めます。	健康課
	民生児童委員の活動により、地域における児童の情報を収集し、地域と協同して児童虐待に対応する体制をつくります。	社会福祉課
保育園、こども園、幼稚園、学校との連携	随時、関係者等とのケース検討会を実施することで、迅速に判断、処理します。	こども課
	園・学校生活や健診の場等、あらゆる場面において児童虐待に関する情報収集に努め、関係機関と連携を図りながら対応します。	健康課
	児童虐待等あらゆる暴力の早期発見、早期対応、根絶に向け、関係機関の連携・協力を努めます。	学校教育課
子どもの人権を尊重する意識づくり	市広報紙や市ホームページにより、子どもの人権を尊重する意識づくりを啓発します。	こども課
	子どもの人権等に関する正しい観念の確立や、認識を深めるため、各種子育てに関する教室の開催や家庭訪問等により、相談体制の充実を図ります。	健康課
	いじめや差別・偏見を「しない させない ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を、各学校で徹底します。	学校教育課

施策(3) セクシュアル・ハラスメントを許さない意識づくり、環境づくり

事業	事業の内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント防止のため、情報を収集し、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課 商工観光課
セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の整備	相談や苦情に適切に対応するための体制を整備するよう、各事業所等に対して、パンフレットや市広報紙への掲載などにより啓発します。	商工観光課

家庭・地域・職場での取組

- ・ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメントがないか、常に意識して情報を収集し、近所への心配りや信頼しあえる地域づくりを目指しましょう。
- ・ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、いじめを見たり聞いたりしたら、学校・市役所・民生児童委員・保健推進委員等へ連絡し、正確な情報を伝えましょう。
- ・職場において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する相談窓口を設けるなど、職場の環境を整えましょう。
- ・幼児期からの相手を思いやる気持ちを、家庭・地域・学校が連携して育てましょう。
- ・自分がドメスティック・バイオレンス被害者もしくは加害者だと自覚する人は、一人で悩まず、相談窓口を活用し、問題を解決していきましょう。
- ・少年、少女向きの漫画や雑誌の中において、女性差別表現がないか考えてみましょう。
- ・暴力は人権を侵害するものであると認識しましょう。



※ドメスティック・バイオレンス《Domestic Violence》

夫、パートナーなど婚姻しているか否かにかかわらず、親密な関係にある男性から女性、または女性から男性に対して振られる身体的、精神的、性的暴力など。

※児童虐待

保護者とその養育する18歳未満の児童に対し、身体的、性的、心理的な暴力を加えること。また長時間の放置等、養育を放棄することという。

※セクシュアル・ハラスメント《sexual harassment》

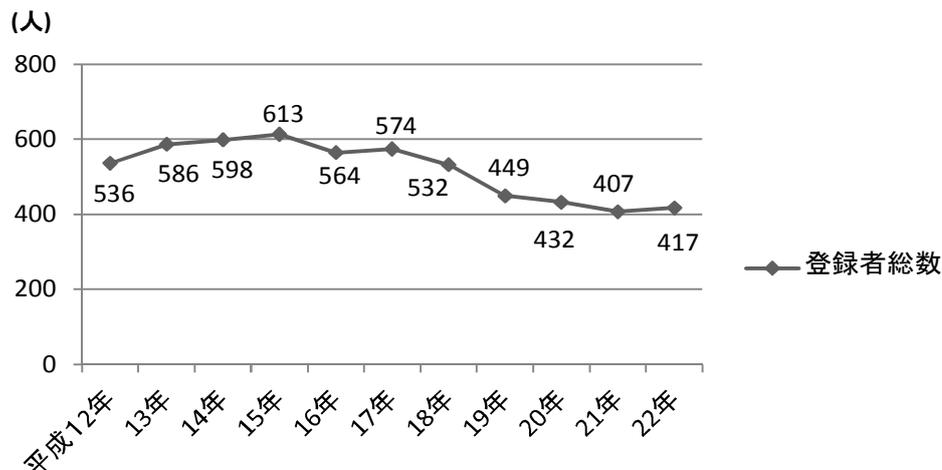
相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、様々な形態のものが含まれる。

第4節 国際社会への理解 (課題4)

課題

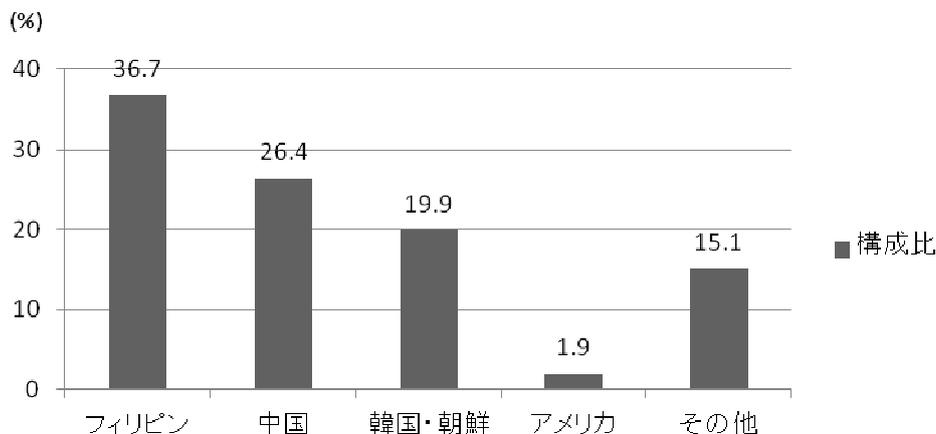
男女共同参画社会を形成するうえで、人種・言語・民族・文化・宗教・性別の違いを理解し、お互いの人権を認め合うことの出来る地域づくりが必要とされます。館山市における在住外国人登録者数は減少傾向にあるものの、400人を超えて推移しており、市民レベルの国際交流の活発化、国際理解の推進が求められます。

図表 I-4-(1) 館山市における在住外国人登録者数の推移



資料：「館山市の統計 2011」各12月末現在

図表 I-4-(2) 館山市における国籍別上位4カ国登録人員



資料：「館山市の統計 2011」平成22年12月末現在

行政の取組

国際社会への理解を深めるために、国際交流を推進します。

施策(1) 国際理解、国際交流の推進

事業	事業の内容	担当課
姉妹都市等との国際交流の推進	ベリンハム市・ポートスティーブンス市等との市民レベルでの交流を促進します。	企画課
地域における国際交流事業への支援	館山国際交流協会の活動を支援するとともに、国際化推進員の派遣等により、地域における交流イベントへの協力をします。	企画課
小中学校における国際理解教育の推進	国際化推進員の活用等により、市民の異文化理解を促進します。	企画課
	各学校の実態に応じ、ミニ集会、授業参観、PTA懇談会、学校便り等を通し、男女平等を含めた人権教育に努めます。	学校教育課

家庭・地域・職場での取組

- ・国際交流イベント等に積極的に参加し、外国人との交流を日常的にするようにしましょう。
- ・国や宗教により、物の考えや文化が違うことを理解しましょう。



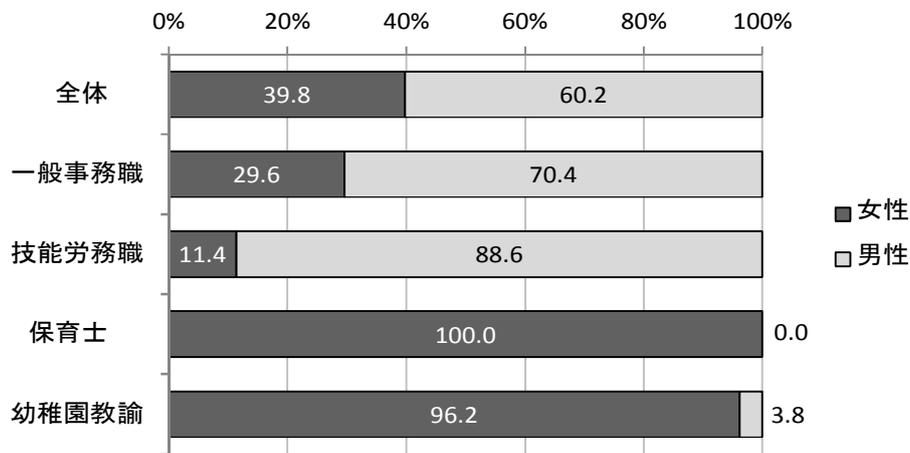
第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進 (目標Ⅱ)

第1節 政策・方針決定過程への女性の参画 (課題1)

課題

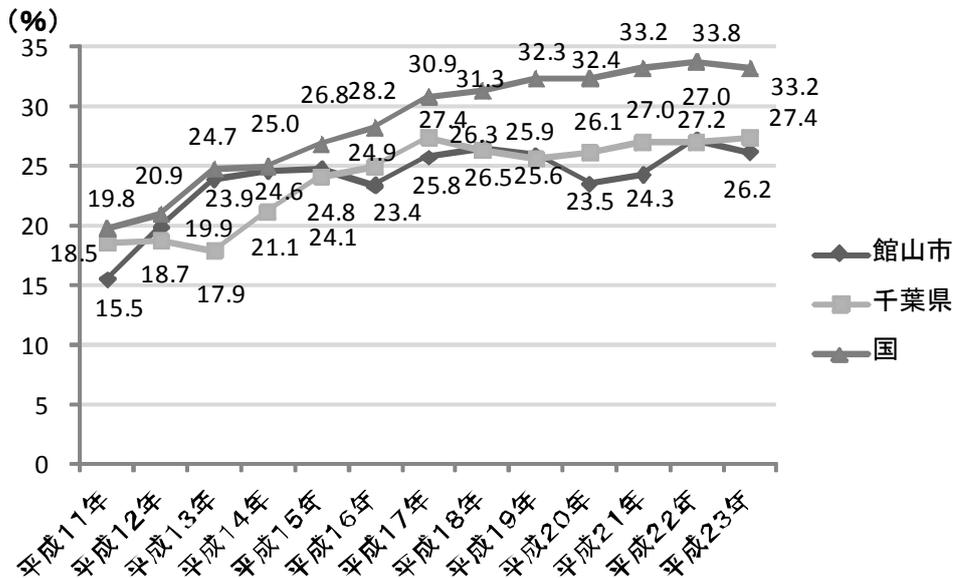
社会のあらゆる分野において、女性と男性が対等な立場で参画していくことが、男女共同参画社会を実現していくため必要とされます。政策・方針の意思決定への女性の参画は徐々に進んではいますが、館山市の審議会等の女性委員構成比率は30%に至っていないのが現状であり、より参画しやすい環境づくりと、女性自身が積極的に参画する意思を持つことが大切といえます。

図表Ⅱ-1-1 (1) 館山市職員の男女比率 (平成24年4月1日時点)



資料：総務課

図表Ⅱ-1-1 (2) 審議会等における女性委員割合状況の推移



資料：企画課

行政の取組

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、男女共同参画による市政の運営に取り組むとともに、地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進を図ります。

施策(1) 男女共同参画による市政の運営

事業	事業の内容	担当課
管理職等への女性職員の登用	男女の区別なく、能力に応じて昇任昇格をします。	総務課
審議会等の女性委員構成比率 30%以上の達成	女性委員活用のメリットや「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知することで、女性委員の積極的登用を促し、委員に占める女性の比率が 30%以上となるよう努めます。	企画課 総務課
女性委員の存在しない審議会等の登用基準の見直し	女性委員活用のメリットや「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知することで、委員の登用基準の見直しを促し、各種団体等への委員推薦の依頼に当たっては、当該団体等の代表者に限定せず、女性委員の適任者が得られるよう努めます。	企画課 総務課
審議会委員の公募の実施	公募委員活用のメリットや「審議会等の設置及び運営に関する指針」を周知することで、審議会等の設置目的や審議内容等を勘案し、公募委員の登用に努めます。	企画課 総務課



施策(2) 地域・企業等における方針決定過程への女性参画の促進

事業	事業の内容	担当課
方針決定過程への女性参画の啓発	方針決定や経営の中核に携わる役職へ、女性の積極的な登用を促進するため、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課 商工観光課
地域活動における男女共同参画の推進(再掲)	地域における性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
女性の人材育成のための学習機会の提供	女性の能力開発や人材の育成のため、県と協力し、各種講座の紹介をする等、学習機会に関する情報を提供します。	企画課
	館山商工会議所と連携し、学習機会に関する情報を提供します。	商工観光課

家庭・地域・職場での取組

- ・地域や職場で、男女が共に発言しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。
- ・方針の決定等に女性が参画できるよう、地域社会や職場の役職の女性比率をアップさせましょう。
- ・審議会委員の公募に対して、積極的に応じるようにしましょう。
- ・能力開発や人材育成の研修会・勉強会へ積極的に参加しましょう。

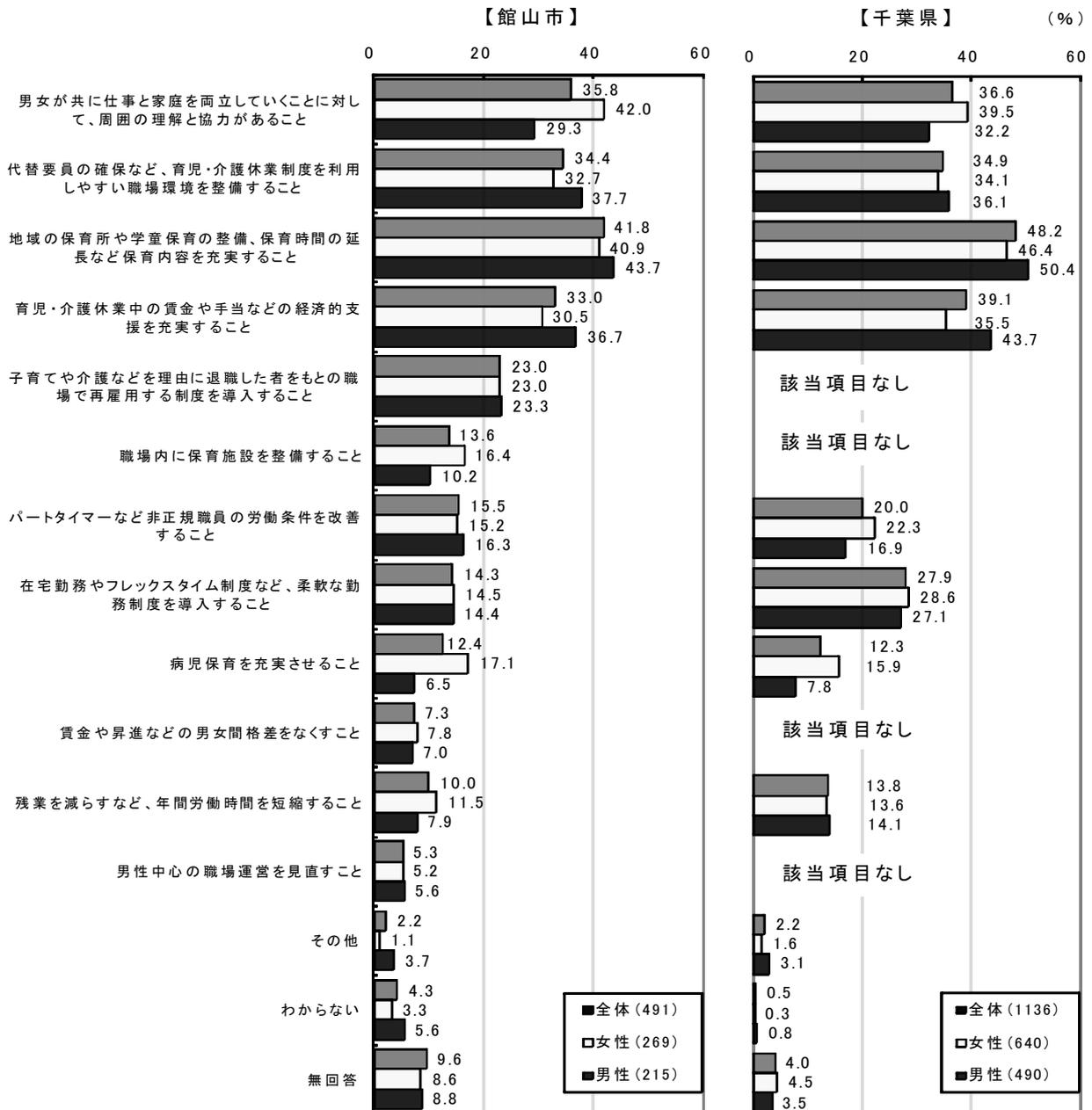


第2節 労働の場における男女平等の促進 (課題2)

課題

女性の社会進出や自己実現を進めるためには、経済的地位の向上が望まれます。平成24年度館山市男女共同参画市民意識調査によると、仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備に、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対して、周囲の理解と協力があること」をあげた女性は40%を超え、労働の場における機会の均等、意欲と能力に応じた待遇が得られるシステムづくり等、労働に関する環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要といえます。農業や漁業・自営業の分野においても男女が対等なパートナーとして参画することが求められています。

図表Ⅱ-2-(1) 仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成24年4月)

行政の取組

労働の場における男女平等の促進を図るために、職場における男女平等の意識啓発、環境づくりに努め、農水産業・自営業等の分野における男女共同参画を推進するとともに、再就職者に対する支援を行います。

施策(1) 職場における男女平等の意識啓発、環境づくり

事業	事業の内容	担当課
市内事業所等への男女平等についての啓発	職場における男女の差別や格差の解消を図るため、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課 商工観光課
商工会議所との情報交換	職場における男女の格差の解消を図るため、館山商工会議所と連携し、情報収集、提供をします。	商工観光課
男女雇用機会均等法等の関係法令や制度の理解促進	男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、事業所等へ法令や制度について広報啓発します。	商工観光課
母性保護*に関する理解促進	妊娠面接時において、妊産婦の労働時間や就業規則等に係る法律について、分かりやすく説明します。	健康課
育児、介護休業の取りやすい職場づくりの促進	男女が平等に育児、介護へ参画できるよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課 商工観光課
多様な働き方に対する支援	男女が多様化する雇用・就業形態に対応できるよう、環境整備を支援します。	商工観光課



施策(2)

農水産業・自営業等の分野における男女共同参画の推進

事業	事業の内容	担当課
農業組合、漁業協同組合との情報交換	定期的な連絡会（農山漁村男女共同参画安房地区推進会及び農業技術者連絡会など）の場等で、情報交換と連携を深めます。	農水産課
自営業に従事しやすい体制づくり	女性の能力開発や経営参画を促進するため、情報提供します。	商工観光課
農業、漁業に従事しやすい体制づくり	家族経営協定 [*] の締結と認定農業者の再認定の際の共同申請により、女性農業者の地位の確立を図ります。	農水産課

施策(3)

再就職希望者に対する支援

事業	事業の内容	担当課
再就職希望者に対する支援	ハローワークと連携し、働きたい女性の再就職を支援するため、情報提供します。	商工観光課

家庭・地域・職場での取組

- ・法律や制度について積極的に学び、気兼ねせずに制度を利用しましょう。
- ・企業経営者が率先して、意識を変える努力をしましょう。
- ・雇用機会・賃金・昇進に男女格差がないか、振り返りましょう。
- ・女性も会議等で自分の意見を言う努力や、仕事に対する姿勢を意識しましょう。
- ・男女とも育児休業を取りやすい環境づくりを目指しましょう。
- ・女性が育児や介護により働くことをやめることのない環境づくりを目指しましょう。
- ・研修や講演会に参加し、自己研鑽に努め、男女の性別に関係のない働き方を考えましょう。
- ・女性の能力が十分発揮できるように、女性が働きやすく、また、働きたい女性が、再就職をしやすい環境づくりを目指しましょう。



*母性保護

女性が持っている、妊娠、出産等の身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止等、女性労働者を保護すること。

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定。

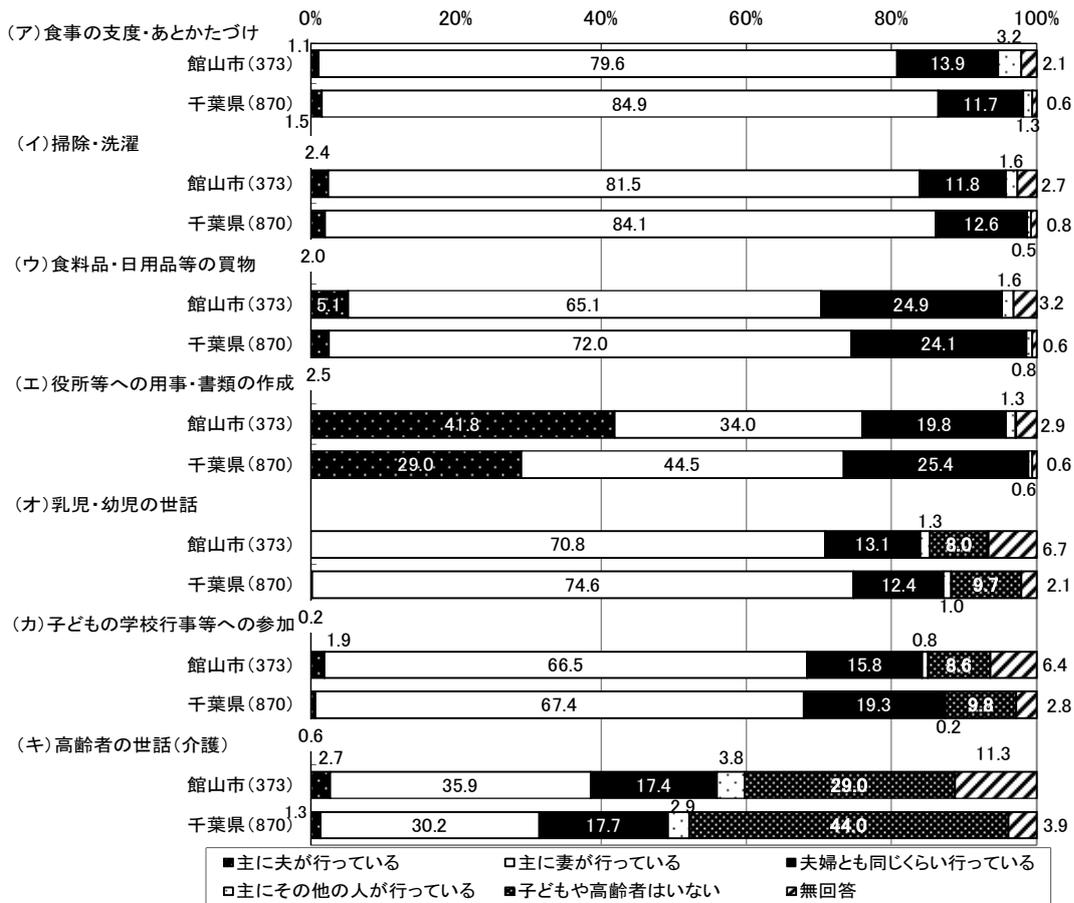
第3節 地域活動・防災における男女共同参画の推進 (課題3)

課題

固定的な性別役割分担意識がある中、男性は仕事中心で、女性に家事・育児・介護の負担が偏っています。また、地域活動や PTA 等に多数の女性が関わっていますが、「男性が長、女性は副」という固定観念があるため、女性の参画する場が狭められています。豊かな市民生活を実現するためには、男女共に、職場・地域・家庭のバランスのとれたライフスタイルの転換が求められています。

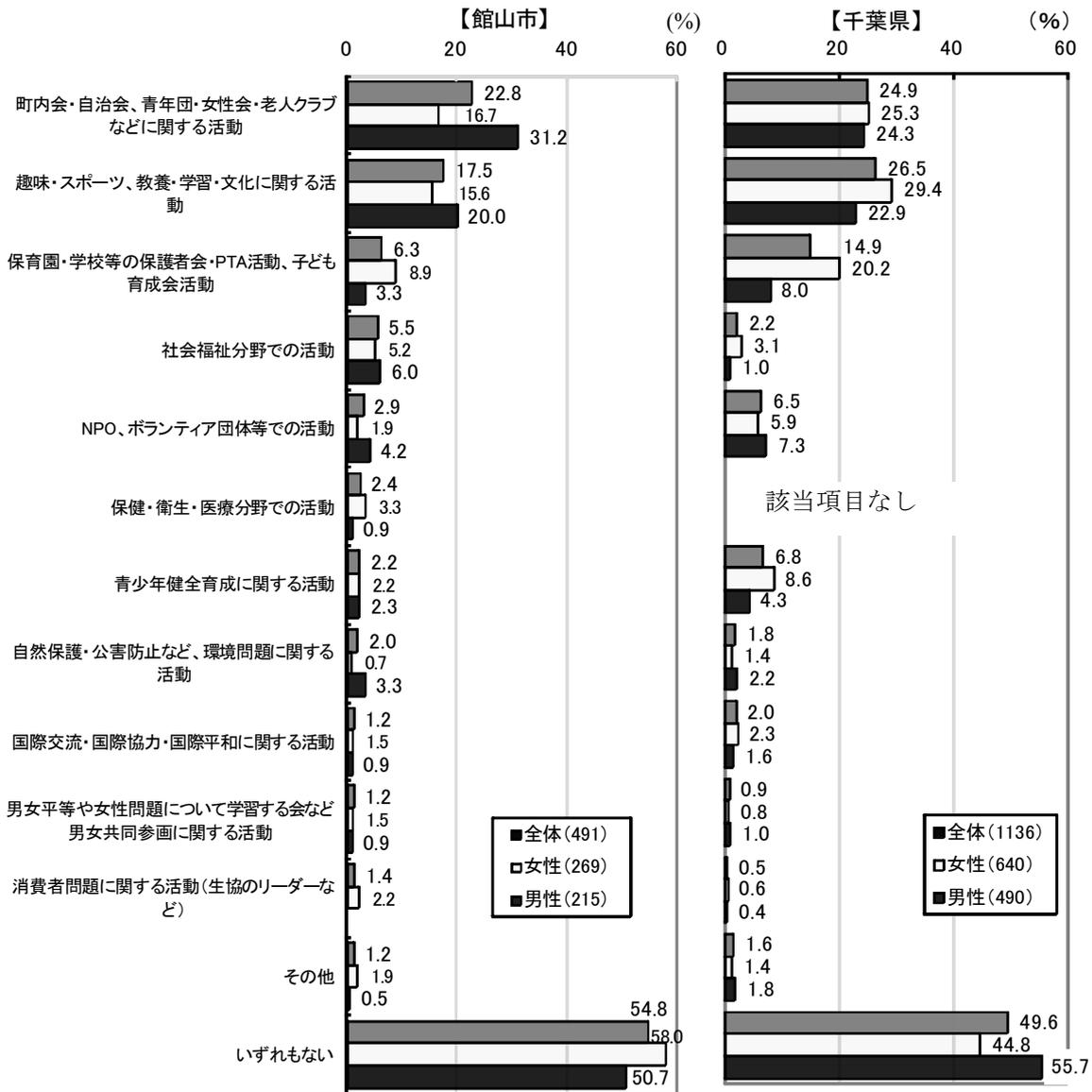
また、東日本大震災等の過去の災害経験から、被災地には増大した家庭的責任が女性に集中し、女性のストレスが増えたことや女性への暴力が増加したこと、支援する側に女性が少なく男女のニーズの違いを把握した予防、復旧・復興対策等が行われなかったこと等の問題が明らかになりました。さらに、平成 24 年度館山市男女共同参画市民意識調査において、防災・災害復興に、女性の視点に配慮した対応がとられる必要があると答えた人は 80%を超えています。防災・災害復興分野への女性の参画や男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要とされます。

図表Ⅱ-3-(1) 家事等の役割分担



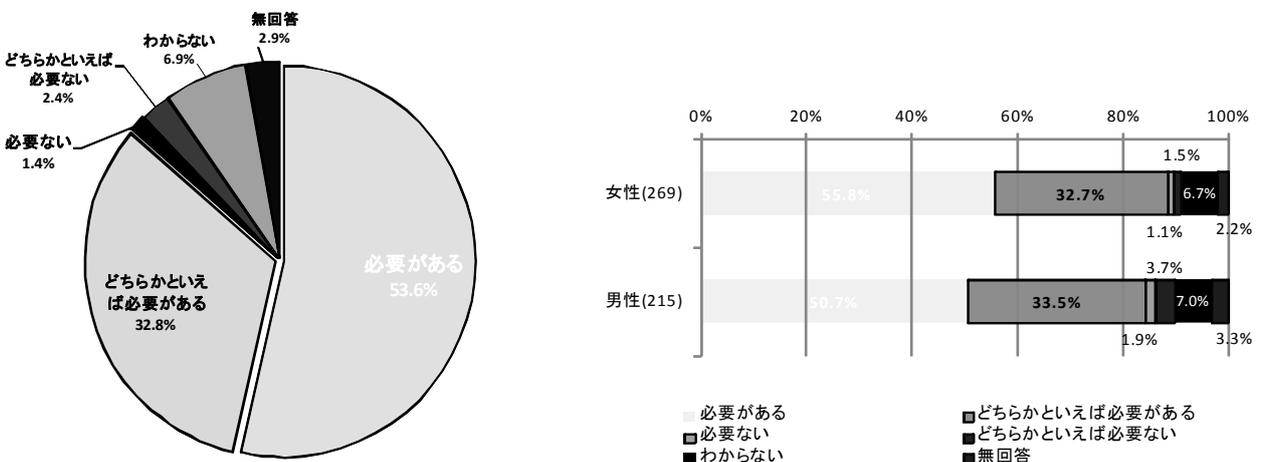
資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成 24 年 4 月)

表Ⅱ-3-(2) 地域活動への参画状況



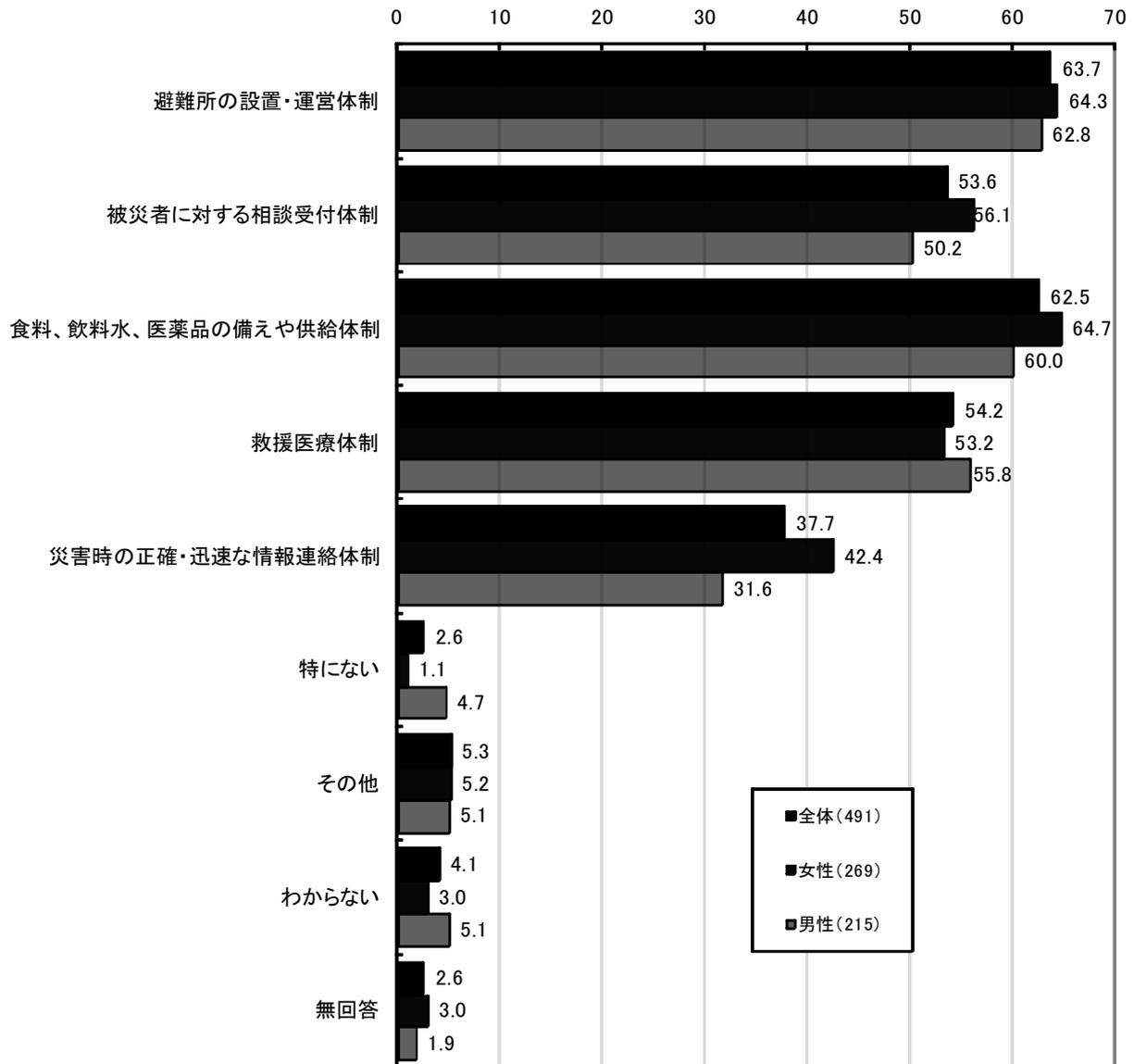
資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成24年4月)

図表Ⅱ-3-(3) 防災・災害復興対策に女性の視点に配慮した対応は必要か
【館山市全体(491)】 【館山市男女別】

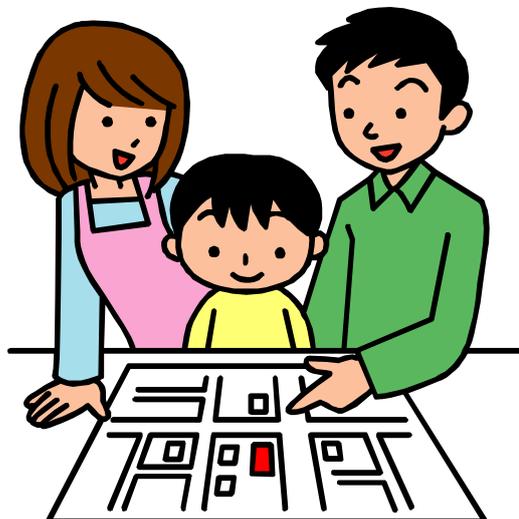


資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成24年4月)

図表Ⅱ-3-(4) 防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うもの



資料：「館山市男女共同参画市民意識調査」(平成24年4月)



行政の取組

地域活動・防災における男女共同参画の推進のために、家庭・地域活動への男女共同参画の促進、防災分野における女性参画の促進を図ります。

施策(1) 家庭生活・地域社会等への男女の活動の促進

事業	事業の内容	担当課
家庭における男女共同参画の推進(再掲)	家事、育児、介護における性別による固定的な役割分担意識をなくすよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課 中央公民館
地域活動における男女共同参画の推進(再掲)	地域における性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく地域活動に参画できるよう、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
アンペイドワーク [*] への理解促進	家庭内での家事・育児・地域社会での様々な活動等、無償で行われる労働への理解を、パンフレットの配布や市広報紙への掲載等により啓発します。	企画課
ボランティア活動等の情報提供	NPO 法人・市民活動団体・ボランティア団体に関する情報を市広報紙・市ホームページに掲載します。	社会安全課

施策(2) 防災分野における女性参画の促進

事業	事業の内容	担当課
防災・災害復興への女性参画の促進	防災や被災者対応において、女性の視点等から女性の人権への十分な配慮を行った防災対策を行います。	社会安全課

家庭・地域・職場での取組

- ・男性も積極的に家庭内の仕事に参加しましょう。
- ・男性も女性も積極的に学校の行事・PTA 活動に参加しましょう。また、固定的な男女の役割分担を見直していきましょう。
- ・物事の決定において、男女の意見を反映させるよう努めましょう。
- ・地域活動に参加する時間を作り、家族も理解を示しましょう。
- ・地域活動での暗黙のうちの男女の役割分担を、見直していきましょう。
- ・防災について常に意識をし、日常的に家庭・地域で声を掛け合うようにしましょう。
- ・防災や被災者対応、避難所等における女性への人権の配慮について家族で話し合い、理解しましょう。



^{*} ライフスタイル

生活様式。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方までを含む広い意味での生き方。

^{*} アンペイドワーク《unpaid work 無償労働》

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内での家事、育児、地域社会での様々な活動等、市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。

第3章 男女が共に自立し、安心して暮らせるまちづくりの推進 (目標Ⅲ)

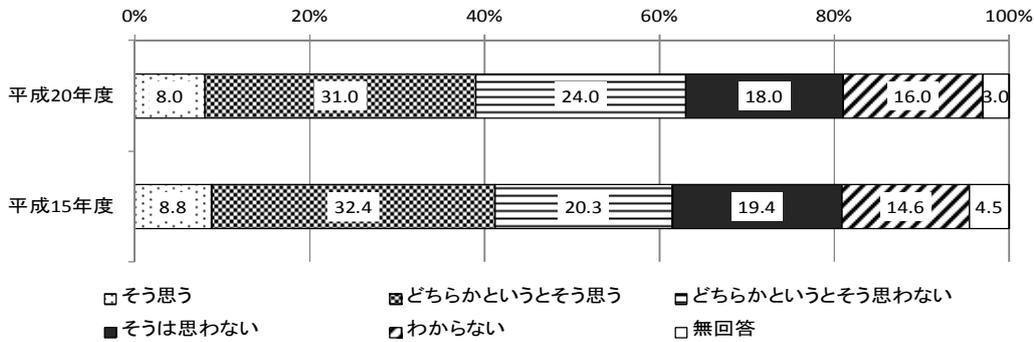
第1節 ライフステージ*に応じた仕事と生活の調和 (課題1)

課題

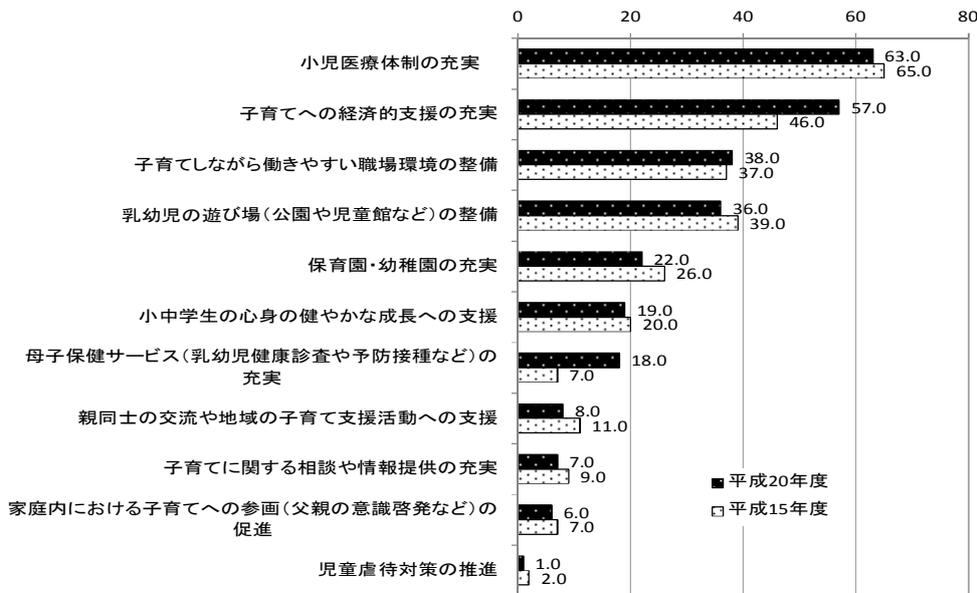
少子高齢化、雇用形態が著しく変化していく中、持続可能な社会を形成していくためには、男女共に職場や地域のあらゆる活動に参画し、かつ、仕事と生活の調和を図っていくことが求められています。一例として、館山市が平成20年度に実施した「子育て支援に関するアンケート」において、“子育てしながら働きやすい職場環境の整備の充実”を望む声は多く、“医療体制の整備”、“経済的支援”に次いで3番目となっておりました。

男女が共に能力を発揮できる仕事、家庭生活、地域生活等の活動の調和のとれた社会の実現のためには、長時間労働を前提とした従来の働き方の見直し、子育て・介護・家事分野における男女共同参画の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要とされます。

図表Ⅲ-1- (1) 子育てをしやすいまちかどうか

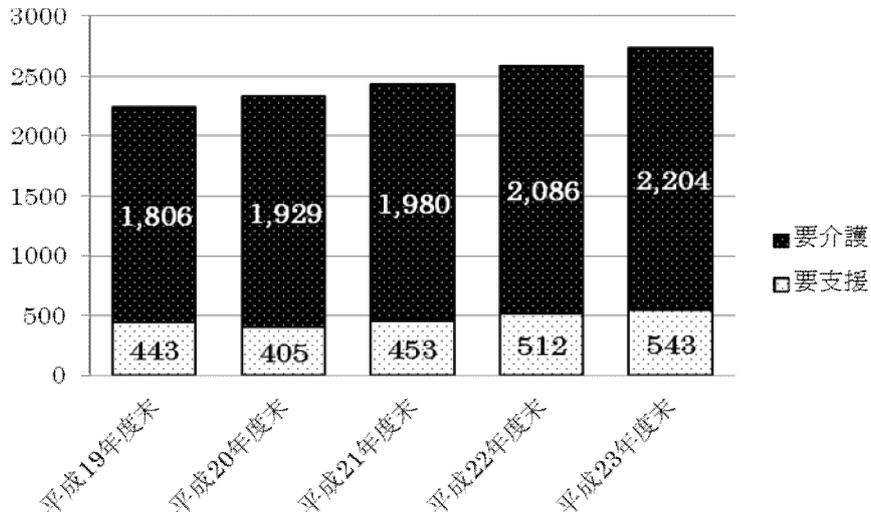


図表Ⅲ-1- (2) 子育てをしやすいまちづくりにむけた重要施策



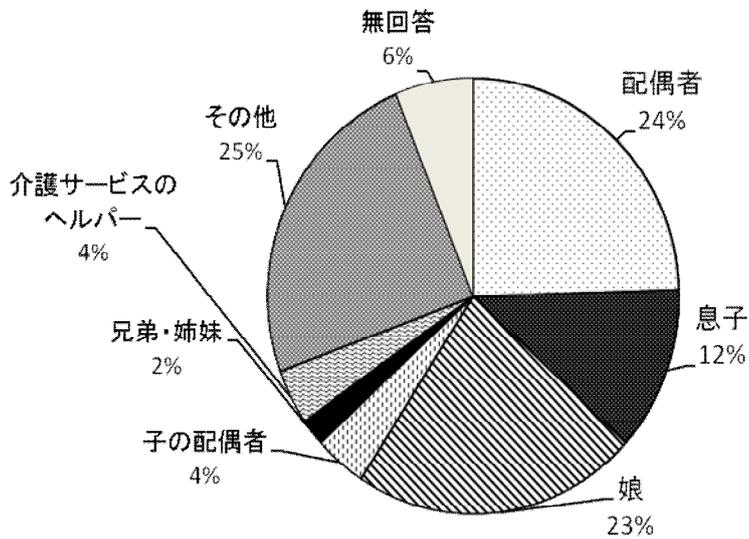
資料：「子育て支援に関するアンケート」(平成21年3月、平成16年2月)

図表Ⅲ-1-(3) 館山市における要介護(支援)認定者数の推移



資料：「平成24年福祉の現況」

図表Ⅲ-1-(4) 主な介護者



資料：「館山市第4期老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」
(平成23年3月)

行政の取組

ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促進し、男女が共に自立した社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の普及の促進、子育てに関する情報提供と相談体制の充実、多様なニーズに対応した保育事業の充実、社会全体での介護支援の充実に努めます。

施策(1)**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及の促進**

事業	事業の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現 （働き方の見直し）	家庭と仕事の調和を図るため、広報啓発に努めます。	商工観光課

施策(2)**子育てに関する情報提供と相談体制の充実**

事業	事業の内容	担当課
子育てに関する講座の充実	母親だけでなく、父親にも育児に関する知識や理解を深めてもらうため、父親も参加できる子育て講座を開催します。	健康課
	子育てに必要な知識の提供や親同士の交流を目的とした講座を充実します。	中央公民館
児童手当、子ども医療費等に関する情報提供	市広報紙や市ホームページにより市民に情報提供をします。また、出生届や転入届の受理時に制度の周知をします。	こども課
	妊娠面接時などにおいて関係資料を配布し説明します。	健康課
育児相談の充実	各種健診、教室、講座において専門スタッフを配置し、育児に関する相談体制の充実に努めます。	健康課
子育てサークルの活動支援	居場所づくりを行っているサークルに対して、情報提供などの活動支援を行います。	こども課
	サークル参加者に対して子育てに関する情報提供や相談を実施し、その活動を支援するとともに、参加している母親を通し、父親に対しても子育てに関する情報を提供します。	健康課



施策(3) 多様なニーズに対応した保育事業の充実

事業	事業の内容	担当課
延長保育の充実	民間保育所2園で実施している延長保育事業を他園にも拡大し、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。	こども課
病児、病後児保育 [*] の充実	市内医療機関に委託して実施している病児・病後児保育事業を充実させ、仕事と子育ての両立支援を行います。	こども課
学童保育の充実	父母会で運営する学童クラブを支援することにより、児童の安全確保と保護者が安心して働ける環境づくりを推進します。	こども課
ファミリーサポートセンター [*] 事業の充実	元気な広場に併設しているファミリーサポートセンター事業を充実させ、子育ての相互援助活動を活発化します。	こども課
講座等開催時の保育室の設置	ファミリーサポートセンターの利用等により、講座等開催時における保育の確保を行います。	こども課
保育施設、幼稚園施設等の安全対策	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施設、幼稚園施設の安全対策に努めます。	こども課 教育総務課
幼保一元化の推進	幼児教育・保育の質的向上を図るため、こども園の開設など幼保一元化を推進します。	こども課 教育総務課 学校教育課



施策(4) 社会全体での介護支援の充実

事業	事業の内容	担当課
在宅介護サービスの充実	介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスの基盤整備を進めていくなかで、在宅サービスの充実に努めます。	高齢者福祉課
介護休業制度の周知	男女の介護休業の取得を促進するため、館山商工会議所と連携し、広報啓発に努めます。	商工観光課
相談体制の充実	市内2カ所に設置された地域包括支援センターに総合相談事業を委託するとともに、市窓口においても介護者などに対する総合的な相談を受け付けます。	高齢者福祉課
介護予防教室の実施	保健師・管理栄養士等が各地区において介護予防教室を実施し、認知症や介護予防に努めるとともに、各種相談に対応します。また、地域にある自主活動グループなどの活動を支援することにより、介護予防の啓発に努めます。	健康課
	要介護状態となることを予防するため、ストレッチ体操や軽運動、ゲーム等を通じ、高齢者の心身機能の維持向上となるよう、健康教室を実施します。	高齢者福祉課
介護予防の推進	地域包括支援センターとともに、一人ひとりの状態にあった介護予防プログラムを推進します。	高齢者福祉課
介護、看護への男女共同責任の啓発	介護、看護に関する固定的な役割分担意識をなくし、男女が等しく責任分担できるよう、パンフレットの配布や広報紙への掲載等により啓発します。	企画課

家庭・地域・職場での取組

- ・男女が共に職場や地域の活動に参画できるよう、家族で協力しましょう。
- ・家事や子育て、介護について家族で話す場をもち、協力しあえるようにしましょう。
- ・職場において、育児休業や介護休業を利用しやすくする等、職場環境を整えましょう。
- ・仕事と育児の両立ができるように、地域で子育てを助け合いましょう。
- ・労働時間の短縮や時間外保育の充実等、女性が仕事をしやすい環境を整備しましょう。
- ・母親だけでなく、父親も積極的に子育て講座等に参加しましょう。
- ・介護する側への協力や、理解を深めましょう。

*ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期というように節目ごとに区切った、それぞれの段階。

*ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

*病後児保育

保育所に通う児童等が病気回復期にあり、入院治療の必要はないが、安静が必要であり、集団保育が困難な場合に施設で一時的に預かる制度。

*ファミリーサポートセンター

急な残業や子どもの病気の際等、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するための、育児援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織。

第2節 誰もが安心して暮らせる環境の整備 (課題2)

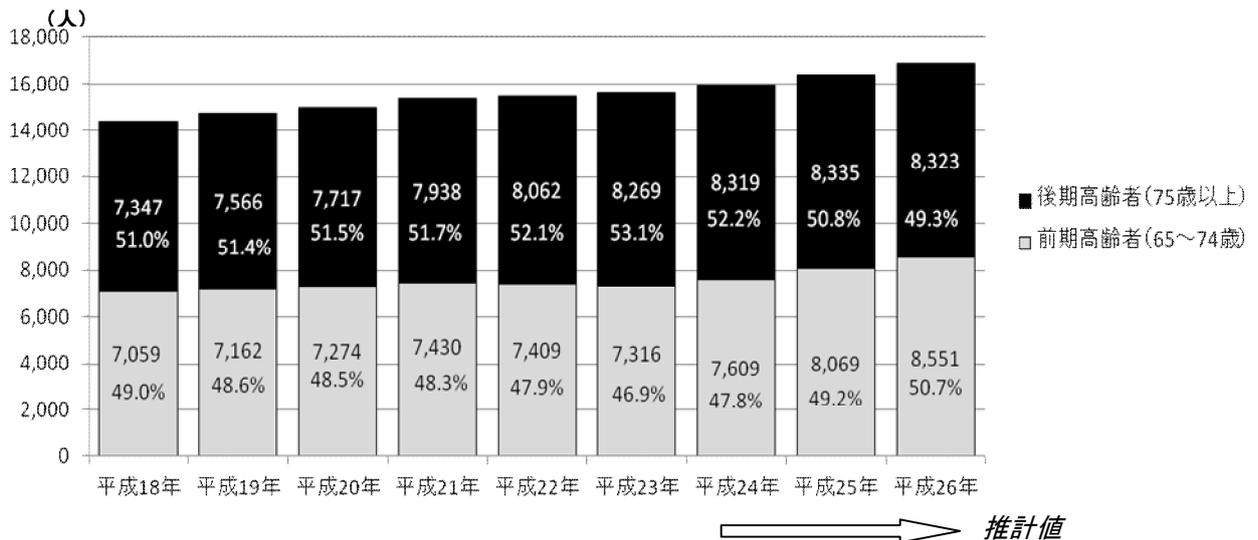
課題

高齢化が進み、家族形態も多様化してきており、高齢者*のみで生活する世帯も増えてい
ます。館山市において、高齢者人口は今後も増加が見込まれています。女性の平均寿命は男性よ
りも長く、高齢者施策の影響は女性の方が影響を受けるといえ、このような中で、高齢者が
『生涯現役』で暮らせる社会づくりのためには、高齢者の自立支援を行うとともに、高齢者が
社会活動に積極的に参画できる環境づくりを一層充実していくことが必要とされます。

また、障害のある人、ひとり親家庭等の人、市内で暮らす外国人で、女性であることを要因
として、社会参画ができない状況に置かれている人に対する支援も必要とされます。

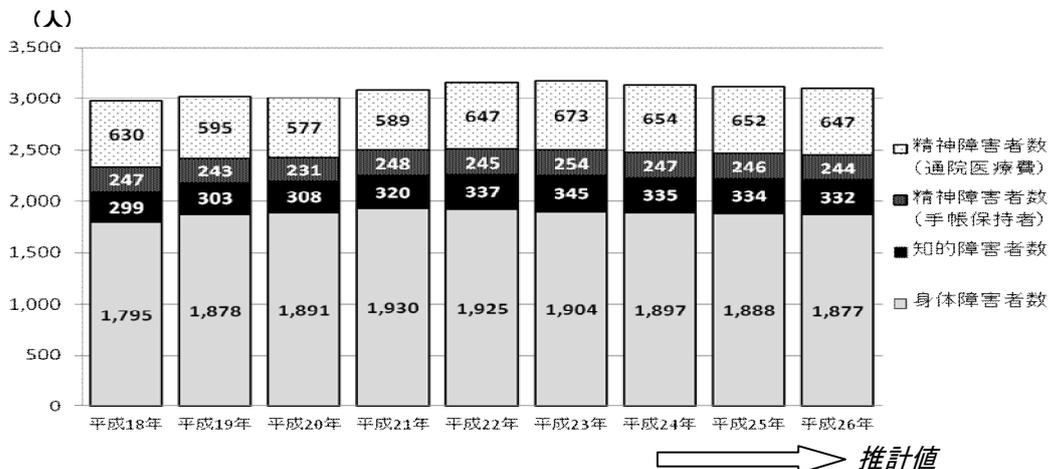
高齢者・障害者・ひとり親家庭の人・外国人が安心して生活できるようサービスの充実に努
め、男女共同参画の視点から誰もが自立できるよう支援していくことが必要とされます。

図表Ⅲ-2-(1) 年齢別高齢者人口の推移と今後の見込み



資料：「館山市高齢者保健福祉計画（平成24～26年度）」平成24年3月作成

図表Ⅲ-2-(2) 障害者人口の推移と今後の見込み



資料：「第3次館山市障害者計画」平成24年3月作成

行政の取組

誰もが安心して暮らせる環境を整備するために、男女共同参画の視点から、高齢期の男女・障害のある男女の自立支援・社会参加の促進を図るとともに、ひとり親家庭への支援及び外国人と共に暮らしやすい環境づくりの整備を行います。

施策(1) 高齢者・障害者の自立支援・社会参加の促進

事業	事業の内容	担当課
障害者総合支援法に基づく、総合的な自立のための福祉サービスの充実	障害の程度や生活環境等、障害者の状況に応じ、必要かつ適切なサービス提供に努めます。	社会福祉課
福祉手当等の支給	重度障害者等福祉手当等を支給し、重度の障害者やその介護者の福祉の増進を図ります。	社会福祉課
就労機会の情報提供	高齢者や障害者の経験や能力を生かすために、ハローワークと連携し、求人情報を提供します。	商工観光課
老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援	老人クラブやシルバー人材センターが、生涯現役を目指して実施する事業を支援します。	高齢者福祉課
多様なボランティアの創出と情報提供	市内に存在するボランティア団体等の情報を収集し、市ホームページに掲載します。	社会安全課
高齢者対象の交通安全教室の実施	高齢者の事故が増加していることから、関係機関と連携し、高齢者の交通安全意識の向上を図り、自立・社会参画を推進します。	社会安全課
障害者の移動手段の確保	福祉タクシー利用助成事業や行動援護、同行援護等の障害介護給付、地域生活支援事業における移動支援等、適切なサービス提供に努め、障害者の外出の際の移動を支援します。	社会福祉課
新たな市道整備におけるバリアフリー化の促進	高齢者や障害者の利便性に配慮し、車道と歩道の段差を小さくしたセミフラット歩道とします。	建設課

施策(2) ひとり親家庭への支援

事業	事業の内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。	こども課
ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の医療費助成により、所得の少ないひとり親家庭の経済的負担を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	こども課
母子寡婦福祉資金の貸付（県への窓口）	資金貸付の活用により収入を補い、女性の自立を支援します。	こども課
民生児童委員による相談体制の充実	ひとり親家庭の把握に努めるとともに、該当家庭が地域の民生児童委員に相談できる体制づくりを進めます。	社会福祉課
市営住宅における入居の優遇措置	母子及び父子世帯、DV被害世帯などの市営住宅入居に配慮します。	都市計画課

施策(3)

外国人と共に暮らしやすい環境づくりの推進

事業	事業の内容	担当課
在住外国人に対する相談体制の整備	市内在住の外国人が安全で快適に暮らせるよう、相談体制の整備に努めます。	企画課
在住外国人に対する情報提供の充実	英語版ホームページの作成、暮らしの便利帳の外国語訳、やさしい日本語の活用による情報提供に努めます。	企画課
公共施設等の案内板への外国語表示	公共施設の利便性を高めるため、インターネットでの情報発信や施設の案内板などに外国語を表示するように努めます。	企画課

家庭・地域・職場での取組

- ・高齢者、障害者も社会参画の機会を持つことができ、男女問わず誰もが暮らしやすい環境をつくりましょう。
- ・高齢者が生きがいをもって働けるような環境をつくりましょう。
- ・ボランティア活動に積極的に参加し、知識や技術を生かしていきましょう。
- ・日常生活の際に助け合うなど、外国人と共に暮らす地域づくりを目指しましょう。



※高齢者

65歳以上の人のこと。館山市の高齢者の比率は国勢調査によると平成22年10月1日現在31.4%であり、高齢者の人口は今後も増加が見込まれる。

※バリアフリー

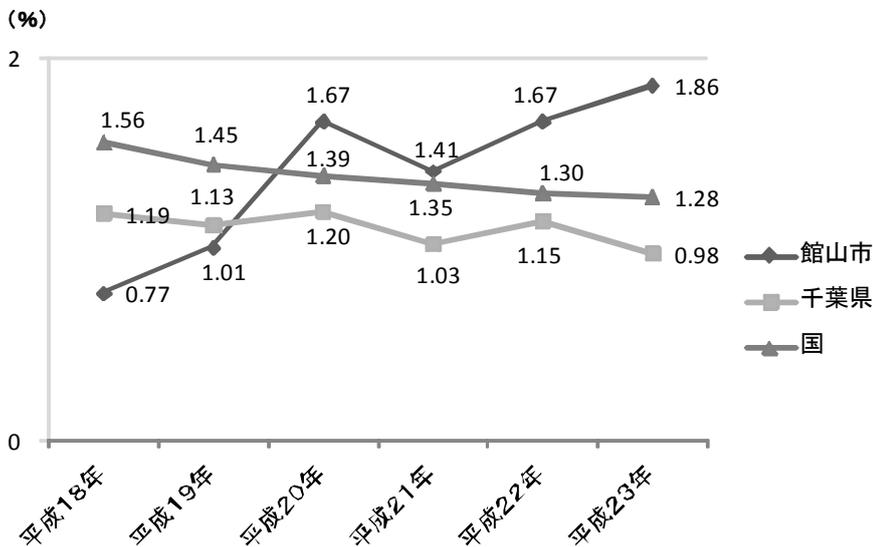
障害者や高齢者などが生活しやすいものにするため、道路や建築物などの段差や、周りの人の無理解等、様々な障壁(バリア)を取り除くこと。

第3節 心とからだの健康づくりの支援 (課題3)

課題

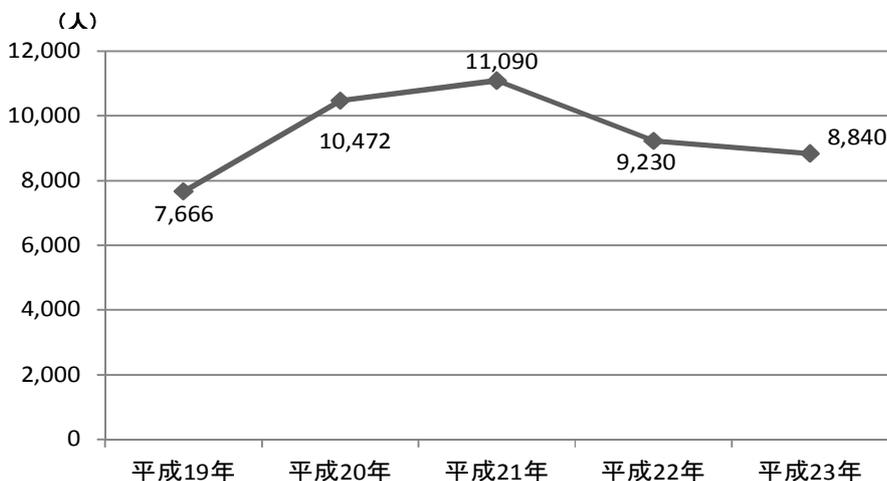
男女がそれぞれの身体的性差を理解し、尊重し合い、心身ともに健康で活動していくことは、男女共同参画社会の形成の前提であるといえます。生涯を通じて、心身ともに健康で生き生きと活動していくためには、女性も男性も健康の維持・管理が必要とされます。特に女性は、妊娠・出産という特性を持っているため、「女性は子どもを産むもの」と思われる傾向にあります。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}）の概念を理解し、対等な男女関係のもとで女性が自分の健康を自ら管理できる施策が求められています。厚生労働省の「人口動態総計」によると、館山市における人工死産の割合は増加傾向にあり、教育や啓発による理解の推進が必要と考えられます。

図表Ⅲ-3-(1) 人工死産の割合の推移



資料：厚生労働省「人口動態総計」

図表Ⅲ-3-(2) 総合型地域スポーツクラブ
館山ファミリースポーツクラブ“わかしお” 定期スポーツ教室参加者数の推移



資料：スポーツ課

行政の取組

男女共同参画社会形成の前提となる心とからだの健康づくりの支援のために、生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利への理解の推進に努めます。

施策(1) 生涯にわたる健康づくりの支援

事業	事業の内容	担当課
各種検診の実施	特定健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症、女性のための健康づくり健診を実施し、疾病予防や早期発見に努めます。	健康課
特定保健指導、健康相談の実施	健診後の特定保健指導や地区健康相談を実施し、疾病の予防並びに健康づくりを支援します。	健康課
各種健康教室の実施	生活習慣病やがん予防等の正しい知識、健康づくりのための情報提供を行い、健康の維持増進とセルフコントロールが出来るよう支援します。	健康課
妊娠、出産期における女性の健康支援	妊婦面接、パパママ学級、妊婦電話相談・訪問指導により、妊婦の健康状態を把握するとともに、妊娠・出産に対する不安の軽減を図ります。	健康課
生活習慣病に対する正しい知識の理解促進	中学生をはじめ、PTAや地区住民に対し、生活習慣病予防に関する講習・調理実習を実施し、生活習慣病予防の意識向上を図ります。	健康課
スポーツ団体の育成、支援	館山市体育協会、スポーツ少年団、婦人スポーツクラブに対する助成を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ*「館山ファミリースポーツクラブ“わかしお”」も含めたスポーツ団体に対する育成支援をします。	スポーツ課
スポーツ大会の充実	館山若潮マラソンをはじめとする多くのスポーツイベントを開催し、スポーツの振興を図るとともに、秋に開催されるスポーツ大会をスポーツ月間行事として位置づけ、スポーツ月間の充実を図ります。	スポーツ課
スポーツ施設の整備充実	利用者が施設を安全・快適に使用できるよう、維持管理をします。	スポーツ課
学校体育施設の開放	学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に提供します。	スポーツ課



事業	事業の内容	担当課
学校における性教育の充実	発達段階に応じ、性や身体についての正しい知識や理解を深め、個を尊重する精神を培うため、養護教諭を中心に、計画的・継続的な性教育を推進します。	学校教育課
思春期ふれあい体験事業の実施	中学生を対象として、実際に乳幼児とその保護者とふれあうことで、自分を大切に、また、相手を大切にできるように「生」と「性」を、家庭科授業等で学習することで、豊かな母性、父性の育成と命の尊さ、大切さを学びます。	健康課

家庭・地域・職場での取組

- ・男女共同参画社会形成の前提となる、健康維持への知識を深め、健康に過ごす方法を考えましょう。
- ・スポーツを通じた健康づくりをしましょう。
- ・H I Vやエイズ、性感染症等、性に対する知識を深めましょう。
- ・命を大切にする意識を一人ひとりもちましょう。



※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」の確立にかかわる包括的な考え方。リプロダクティブ・ヘルスとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか、何人産むかを決める自由をもつことを指し、リプロダクティブ・ライツは、すべてのカップルと個人が生殖、出産等について責任をもって自由に決定でき、そのため情報と手段を得ることができるという、基本的権利をあらわす。

※総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブの目的は、少子高齢化社会をむかえ、子どもの体力の低下、医療費の増大、また凶悪犯罪の多発が社会問題となっている中、地域住民の健康づくりや生きがいづくりにとどまらず、地域コミュニティの造成を図り、明るく元気な地域社会の実現に寄与することにある。

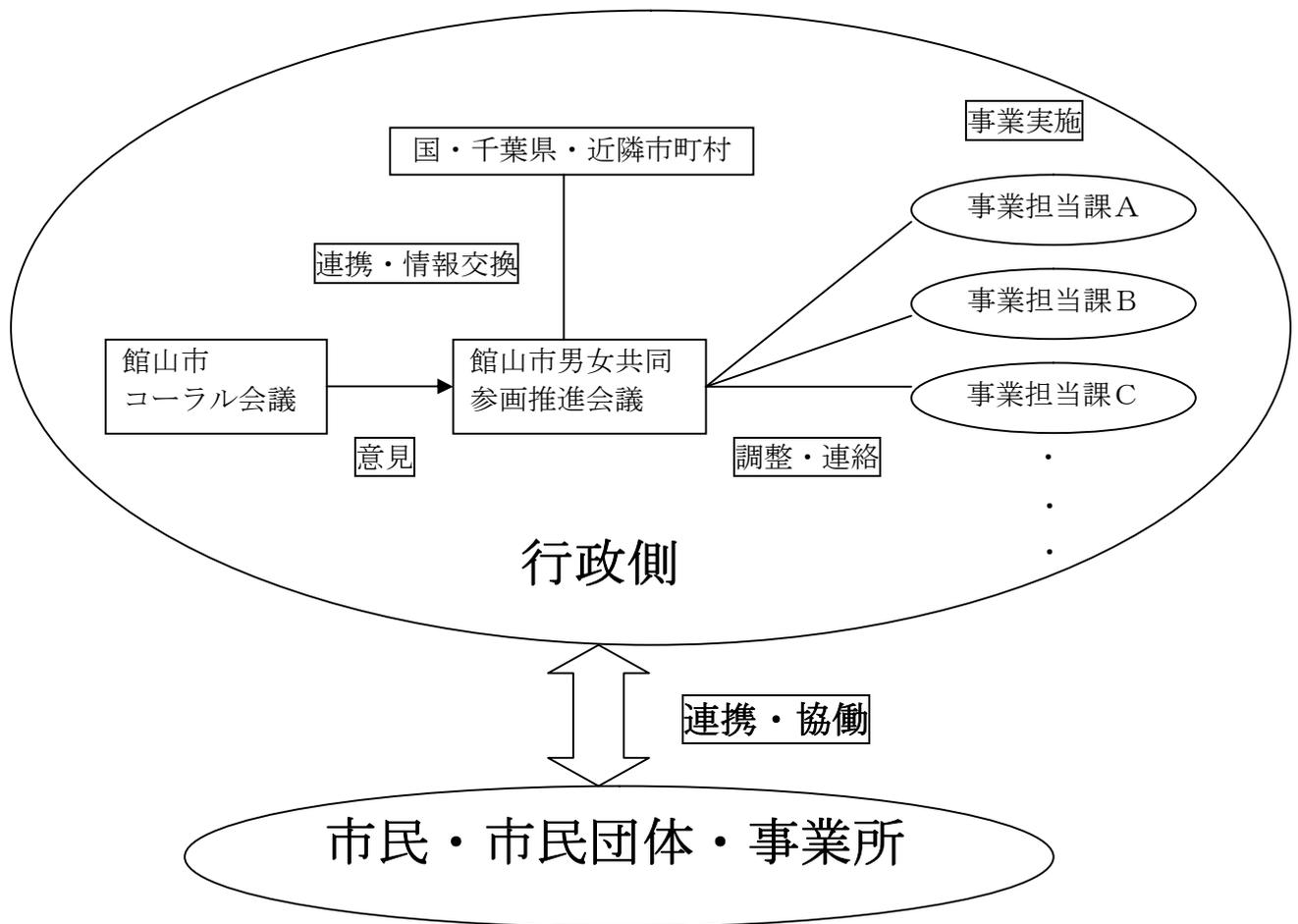
4. プランの推進体制の整備

教育・福祉・保健・労働など幅広い分野にわたる男女共同参画を実現させるためには、行政・地域・企業や市民一人ひとりが協力して取り組んでいく必要があります。

行政内部では、総合的な庁内組織である「館山市男女共同参画推進会議」を中心に各課の調整・連絡を行い、施策を推進していきます。また、市民の代表からなる「館山市コーラル会議」からの意見を取り入れながら、市民と行政がパートナーシップによる施策を推進していくことが大切です。

また、千葉県や国からの情報収集や近隣市町村、関係機関との連携を強め、より広域的な施策の推進体制をつくっていきます。

○ プランの推進体制のイメージ



※事業は「3. プランにおける取組」に掲げた各課が行います。

※「館山市男女共同参画推進会議」を中心に各課の調整・連絡を行い、施策を推進します。